

## 1. 八幡平市中小企業経営対策支援事業給付金

### ① 給付金の内容

新型コロナウイルス感染症の影響及び電気料、燃料費及び物価等の高騰により影響を受けている市で定める業種の中小企業者に対し、給付金10万円（定額）を交付します（1事業者1回限り）。

### ② 給付金の交付要件

以下の全ての要件に該当する場合は対象になります。

#### 1) 八幡平市内で下記の業種を営む中小企業者

##### ◆対象業種

1. 建設業
2. 製造業
3. 情報通信業
4. 運輸業 （八幡平市公共交通等運行事業補助金対象事業者を除く。）
5. 卸売業、小売業
6. 保険業
7. 不動産業、物品賃貸業
8. 学術研究、専門・技術サービス業
9. 宿泊業、飲食サービス業
10. 医療、福祉
11. サービス業 （政治・経済・文化団体、宗教団体を除く。）

2) 令和3年7月1日以前から継続して八幡平市内で同事業を営む者であること。

3) 給付金の申請時点で、今後も事業を継続する意思があること。

### ③ 申請書類（以下の全ての書類を提出してください。）

#### 1) 八幡平市中小企業経営対策支援事業給付金交付申請書（請求書）（様式第1号）

（申請書の裏面に「誓約書」がありますので、必ず記入してください。）

#### 2) 申請日時点で八幡平市内において事業を行っていることが分かる書類

（直近の電気料、燃料費、仕入れ等の注文書、領収書等の支払いや営業実績が分かる書類等のいずれかで申請書の名義と同じもの）

#### 3) 通帳等の口座名義人（フリガナ）、口座番号、支店名がわかるページの写し

## 2. 注意事項

1) 添付書類を必ずご確認ください。添付書類が不足の場合は、申請を受け付けません。

2) 虚偽申請による不正受給等が判明した場合、給付金の返還を求めるとともに事業者名を公表する場合があります。

3) 予算の関係上、9月に申請を行う場合、振込みにお時間をいただく場合があります。

## 3. 申請先

〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地 八幡平市役所 商工観光課

## 4. 申請期限

**令和4年9月30日（金）17時まで** ※申請期限を過ぎた申請は、受付しません。

## 5. 問い合わせ先

八幡平市役所 商工観光課 商工労政係 （電話 74-2111 内線1311）